地 域 再 生 計 画

- 1 地域再生計画の名称 岩国市せせらぎ水路再生計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称 岩国市
- 3 地域再生計画の区域 岩国市の全域

4 地域再生計画の目標

岩国市は、平成 18 年 3 月 20 日付けで新設合併(岩国市、由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町の 8 市町村) したところである。

山口県東部に位置し、広島県、島根県に隣接するとともに、沿岸部は穏やかな瀬戸内に面し、その面積は 871.62km²で山口県の 14.3%を占める。また、行政人口は近年減少傾向にあり、平成 16 年度末現在では 152.169 人となっている。

本市は、山口県内最大の河川である錦川をはじめとする8水系の河川を有しているが、近年、公共水域の水質汚濁や悪臭、大気汚染、騒音等が発生しており、特に水質汚濁と悪臭については、昔はきれいであった街の中を流れる河川やせせらぎ水路において目立つ状況にある。

また、錦川の本流及び支流には、美声で知られる「カジカガエル」が生息し、特に岩国市美川町南桑地区周辺はその名所として昭和 11 年には高野橋上流下流の区域が天然記念物「南桑カジカガエル」の生息地として国の指定を受けており、錦川水系の水質保全は地域の課題となっている。

本市は、従前より、水質保全を目的とした公共下水道事業、農業集落排水事業および浄化槽整備事業を進めてきているが、平成 16 年度末の汚水処理人口は 74,116人、汚水処理人口普及率は48.7%(=74,116人/152,169人)と、全国平均値79.4%、山口県平均値70.4%と比較して低いものとなっている。

以上のような背景の中、本市においては、汚水処理施設の普及を一層促進し、河川やせせらぎ水路の水環境を再生することにより、水に親しみやすい環境の創出を目指している。

また、川をテーマにした保全・利用促進事業や河川一斉清掃支援事業にも取り組んでおり、これらの取り組みは、住民の環境意識の向上につながり、汚水処理整備と水環境の関係に対する理解を深めることが期待できる。

本地域再生計画による汚水処理施設の整備は、豊かな自然環境の保全、美しい景観の創出に必要不可欠な事業の一つであり、自然との共生・調和がとれた、いつまでも住み続けたいまちづくり(都市再生)の一端を担うものである。

数値目標としては、交付金活用により汚水処理施設整備を行なうことにより、本 市の汚水処理人口普及率を 9.1%増加させ、その他の事業を含めた本市全体の汚水 処理人口普及率については59.7%を目指す。

《目 標》

項目	平成 16 年度	平成 21 年度
汚水処理人口普及率	48.7%	59.7% (交付金活用で 9.1%増)

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

公共下水道については、尾津処理区及び由宇処理区の事業認可区域を対象に整備 を行う。

尾津処理区については、事業認可区域 430ha のうち、未整備区域 91ha の管渠整備を行う。主な整備内容は以下の通りである。

尾津1号汚水幹線とその周辺区域の枝線

尾津3号汚水幹線とその周辺区域の枝線

尾津7号汚水幹線とその周辺区域の枝線

尾津 11 号汚水幹線とその周辺区域の枝線

由宇処理区は、事業認可区域 98ha のうち、未整備区域 43ha の管渠整備を行う。 また、処理施設の機械設備及び電気設備の整備を行う。主な整備内容は以下の通り である。

由宇第1汚水幹線とその周辺区域の枝線 由宇第2汚水幹線とその周辺区域の枝線 由宇第3汚水幹線とその周辺区域の枝線 処理施設の機械設備及び電気設備の整備

農業集落排水施設については、宇佐郷地区及び南桑地区を対象に整備を行う。

宇佐郷地区は、未整備区域 28ha の管渠整備を行う。また、処理施設及びポンプ施設の整備を行う。

南桑地区は、天然記念物南桑カジカガエルの生息地である同地区の未整備区域 12ha の管渠整備を行う。また、処理施設及びポンプ施設の整備を行う。

浄化槽(市町村設置型)は、島田川上流に位置する祖生地区で積極的な整備を行っており、事業開始(平成13年度)から約200基を設置している。今後も継続的に年間約20基程度の整備を行なえるよう広く祖生地区住民へ整備の呼びかけを行っていくこととする。

浄化槽(個人設置型)は、住民への積極的な浄化槽整備の呼びかけもあって、事業開始(平成3年度)から約4,100基を設置している。今後も継続的に年間約380基程度の整備を行なえるよう広く住民へ整備の呼びかけを行っていくこととする。 区域は、公平な整備が行なえるように公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業計画処理区域及び浄化槽(市町村設置型)実施地域以外の岩国市全域とする。 さらに、市民が身近に水辺にふれあい、親しむことができる河川空間を創出するため、カヌー体験教室やリバーウォッチングセミナーなど川をテーマにした保全・利活用事業を実施するとともに、河川一斉清掃の支援を通じて、河川とその周辺環境の保護及び市民の環境意識の高揚を図る。

5 - 2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別途の整備箇所を示した図面による。

・公共下水道 ・・・・尾津処理区 平成 17 年 1 月に事業認可

由宇処理区 平成 15 年 6 月に事業認可

・農業集落排水施設・・・宇佐郷地区 平成 16 年 4 月に事業採択

南桑地区 平成 15 年 4 月に事業採択

[事業主体]

・いずれも岩国市

[施設の種類]

・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽(市町村設置型)、浄化槽(個人設置型) 置型)

[事業区域]

・公共下水道 尾津処理区(認可済)

由宇処理区(認可済)

·農業集落排水施設 宇佐郷地区(事業採択済)

南桑地区(事業採択済)

・浄化槽(市町村設置型) 祖生地区

・浄化槽(個人設置型) 公共下水道事業認可区域、農業集落

排水事業計画処理区域、浄化槽整備

事業(市町村設置型)実施地域以外

の岩国市の全域

[事業期間]

・公共下水道 平成 17 年度 ~ 21 年度

・農業集落排水施設 平成 17 年度 ~ 20 年度

・浄化槽(市町村設置型) 平成 18 年度~21 年度

・浄化槽(個人設置型) 平成 17 年度~21 年度

[整備量]

・公共下水道

管 渠 尾津処理区 200 mm~ 1000 mm L= 7,383 m

由宇処理区 150 mm ~ 350 mm L = 8,215 m 合 計 150 mm ~ 1000 mm L = 15,598 m

(うち単独事業分 L= 3,948m)

処理施設 由宇処理区 1箇所

・農業集落排水施設

管 渠 宇佐郷地区 75 mm ~ 200 mm L = 4,157 m

南桑地区 75 mm ~ 200 mm L = 1,650 m 合 計 75 mm ~ 200 mm L = 5,807 m

(うち単独事業分 L=1,050m)

処理施設 宇佐郷地区 1 箇所

南桑地区1 箇所合計2 箇所

ポンプ施設 宇佐郷地区 11 箇所

南桑地区 7 箇所 合 計 18 箇所

(うち単独事業分 2箇所)

・浄化槽 1,743 基

なお、各施設による新規の汚水処理人口は下記の通り。

・公共下水道 8,275 人

・農業集落排水施設 600人

・浄化槽(市町村設置型) 261人

・浄化槽(個人設置型) 4,778人

・合 計 13,914人

[事業費]

・公共下水道

事業費 4,146,500 千円(うち交付金2,081,750 千円)

単独事業費 446,300 千円

・農業集落排水施設

事業費 411,070 千円 (うち交付金 205,535 千円)

単独事業費 48,357 千円

・浄化槽(市町村設置型)

事業費 83,556 千円 (うち交付金 27,852 千円)

・浄化槽(個人設置型)

事業費 670,917 千円 (うち交付金 223,639 千円)

・合 計

事業費 5,312,043 千円 (うち交付金 2,538,776 千円) 単独事業費 494.657 千円

5-3 その他の事業

環境保全に対する住民の意識向上を図るため、川の保全・利用促進事業や河川一 斉清掃支援事業を実施する。

- (1)川をテーマにした保全・利活用促進事業
 - ・カヌー体験教室 錦川の清流を利用した安全なカヌー体験教室を実施する。
 - ・リバーウォッチングセミナー 錦川とともに暮らしてきた人々や町の歴史・文化を体験学習するリバーウ ォッチングセミナーを実施する。
 - ・水辺の教室 錦川及び島田川において、子供を対象とした水辺の教室を実施する。
 - ・アユ・マスつかみ取り大会 由宇川において、川とのふれあう場を提供するため、アユ・マスつかみ取り大会を実施する。

(2)河川一斉清掃支援事業

錦川流域においては、「みんなで守ろう!ふるさとの清流」をキャッチフレーズに、平成 13 年度から住民ボランティアを中心に毎年度河川一斉清掃を実施しており、本市もこの活動に積極的な支援を行い、河川の環境保全の意識の醸成に取り組んでいく。

また、島田川、由宇川のそれぞれの河川においてもボランティアによる町内の河川清掃を行っていく。

(3)牛野谷地区河川等浄化施設整備事業

岩国市岩国南道路、県道牛野谷線の整備に伴う河川・排水路の放流先変更に併せて水質浄化施設を設置する。

6 計画期間

平成 17 年度~21 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本地域再生計画における汚水処理施設整備交付金に関する事業の効率化及びその 実施過程の透明性の一層の向上を図るため、計画終了後の評価を実施するにあたり、 庁内に関係各課合同で評価チームを設置し、地域再生計画の進捗状況、整備面積、 整備区域人口、汚水処理人口、下水道管渠整備延長、農業集落排水管渠延長、水洗 化率、浄化槽設置基数、関連事業の進捗状況について検証及び今後の事業のあり方 について検討を行なう。 (数値目標については、汚水処理人口普及率とし、4に示すとおりである。) この検討結果は、市のホームページ等で住民に公表する予定である。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当なし